

○豊島区狭あい道路拡幅整備条例施行規則

平成13年12月 7 日

規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区狭あい道路拡幅整備条例（平成13年豊島区条例第50号。以下「条例」という。）第6条第1項及び第2項、第8条第2項第4号、第11条並びに第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 条例第6条第1項の規定による協議は、同項各号のいずれかに該当する行為を行う日の30日前までに行わなければならない。

2 条例第6条第1項及び第2項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、狭あい道路拡幅整備事前協議書（別記第1号様式）、現況図（後退用地等及び当該後退用地等に接する道路の現況を明らかにする図面をいう。以下同じ。）その他区長が必要と認める書類を区長に提出して行わなければならない。この場合において、現況図は、2部提出しなければならない。

3 建築主及び関係権利者（以下「建築主等」という。）が条例第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、狭あい道路拡幅整備事前協議書に自主整備計画書（別記第2号様式）を添付しなければならない。

4 事前協議を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 後退用地等の区域に関すること。
- (2) 後退用地等の権原に関すること。
- (3) 後退用地等の形態及び維持管理に関すること。
- (4) 拡幅整備に係る工事に関すること。
- (5) 助成金等交付種別等に係る確認に関すること。
- (6) その他区長が必要と認める事項

(平25規則40・一部改正)

(事前協議の取下げ)

第4条 狭あい道路拡幅整備事前協議書を提出した建築主等が建築又は拡幅整備を取りやめ、又は中止するときは、当該建築主等は、狭あい道路拡幅整備事前協議取下書（別記第

3号様式)を区長に提出して、狭あい道路拡幅整備事前協議書を取り下げることができる。

- 2 区長は、狭あい道路拡幅整備事前協議書を提出した建築主等が相当の理由なく引き続き5年間事前協議を行わないときは、当該狭あい道路拡幅整備事前協議書を取り下げたものとみなすことができる。

(道路中心びょうの設置等)

第5条 条例第7条の規定による狭あい道路の中心線を明らかにするための措置は、道路中心びょうの設置(道路中心びょうの設置ができない場合においては、刻印等の措置)により行う。

- 2 区長は、前項の規定により道路中心びょうの設置又は刻印等の措置を行ったときは、確定現況図(第3条第2項に規定する現況図であって、道路中心びょう又は刻印等の位置を表示したものをいう。)を当該確定現況図に係る現況図を提出した建築主等に交付する。

(拡幅整備)

第6条 区長は、条例第8条第1項の規定により拡幅整備を行うときは、道路整備承諾書(別記第4号様式)により建築主等の承諾を得なければならない。

- 2 条例第8条第2項に規定する建築主等は、拡幅整備が完了したときは、速やかに自主整備完了届(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

- 3 条例第8条第2項第4号に規定する規則で定める者は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人とする。

- 4 条例第2条第4号に規定する建築主は、拡幅整備を行うときは、拡幅後の道路境界線にL形側溝又は縁石等を移設し、又は設置することにより境界線を現地に表示するものとする。

- 5 前項の拡幅整備に伴う舗装工事は、後退用地等に接する道路と同等程度の形質に整備するものとする。

(平31規則32・一部改正)

(表示板の設置)

第7条 条例第9条の規定による拡幅整備が行われたことを明らかにするための表示は、表示板を設置して行う。

(令3規則25・一部改正)

(無償使用承諾)

第8条 区長は、公道に接する後退用地等について、条例第10条の規定による豊島区が無償で使用する事の承諾(次項において「無償使用承諾」という。)を求めるものとする。

2 無償使用承諾をしようとする建築主等は、道路敷地無償使用承諾書（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金等）

第9条 条例第11条第1項に規定する助成金及び同条第2項に規定する奨励金（以下「助成金等」という。）の額は、別表のとおりとする。

（助成金等の交付対象の確認協議）

第10条 助成金等の交付を受けようとする建築主等は、条例第2条第7号に規定する撤去等工事（以下「設置工事」という。）に着手する前に、第3条第4項第5号の規定を受けて助成金等交付対象種別等に関する確認協議を行うものとする。

2 区長は、前項の協議が持たれた場合は、狭あい道路拡幅整備助成金等対象種別調査票（別記第8号様式）により、助成金等の交付対象物について確認するものとする。

（平25規則40・全改、平27規則63・一部改正）

（助成金の交付申請）

第11条 交付対象の確認を受けた建築主等は、設置工事（設置工事を行わない場合は、拡幅整備）が完了した日後1年以内に、狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書（別記第9号様式）に区長が指定する書類を添えて区長に提出しなければならない。

（平25規則40・平27規則63・一部改正）

（助成金の交付決定）

第12条 区長は、前条の申請があったときは、狭あい道路拡幅整備助成金等対象物工事完了調査票（別記第10号様式）により、当該申請に係る書類等の審査及び現場調査を行った上、助成金等の交付対象物の種別及び額を決定し、狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定通知書（別記第11号様式）により当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の通知を行ったときは、速やかに助成金等を当該申請者に交付するものとする。

（平25規則40・一部改正）

（奨励金の交付手続に関する特例）

第13条 奨励金の交付申請等の手続については、第11条の規定にかかわらず、建築主等は、拡幅整備を行い、又は区に寄付を行い、若しくは区が無償で使用することを承諾した日後1年以内に、狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書（別記第9号様式）に区長が指定する書類を添えて区長に提出しなければならない。

（平25規則40・全改）

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、助成金等の交付の決定を受けた建築主等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金等の交付の決定を受けたとき。

(2) 条例第13条第3号に該当するとき。

2 区長は、前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消したときは、狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定取消通知書（別記第12号様式）により助成金等の交付の決定を受けた建築主等に通知する。

(平25規則40・旧第15条繰下・一部改正)

(助成金等の返還)

第15条 区長は、前条第1項の規定により助成金等の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(平25規則40・旧第16条繰下)

(違約金及び延滞金)

第16条 前条の規定により助成金等の返還を命ぜられた建築主等（以下「返還者」という。）は、当該命令に係る助成金等受領の日から返還の日までの期間に応じ、当該助成金等の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既に返還した額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する違約金（100円未満の場合を除く。）を加算して返還しなければならない。

2 助成金等の返還を命ぜられた場合において、これを当該命令に係る期限までに返還しなかったときは、返還者は、当該期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、その未返還額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金（100円未満の場合を除く。）を加算して返還しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(平25規則40・旧第17条繰下)

附 則

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成17年2月14日規則第4号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の豊島区狭あい道路拡幅整備条例施行規則別表の規定は、この規

則の施行の日以後に助成金の交付対象の確認申請のなされたもの及び奨励金の交付申請のなされたものから適用する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第40号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区狭あい道路拡幅整備条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に助成金等の交付対象の確認申請のなされたものから適用する。

附 則（平成27年 6 月25日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第32号）

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区狭あい道路拡幅整備条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に事前協議のなされたものから適用する。

附 則（令和 3 年 3 月30日規則第25号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月31日規則第54号）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第 9 条関係）

（平17規則 4 ・ 平25規則40 ・ 平31規則32 ・ 一部改正）

（1）助成金

工事種別	工事内容	単位	額
塀等の撤去	板塀、竹塀及び門扉等の簡易な塀	1メートル	1,500円
	ブロック塀、万年塀及び高さ0.4メートル未満の土留等		2,500円
緑化	生け垣・植栽等	1メートル	5,000円
擁壁又は土留の撤去及び設置	撤去及び高さ0.4メートル以上	1メートル	15,000円
	設置 1.0メートル未満		35,000円
	高さ1.0メートル以上		
	2.0メートル未満		55,000円
	高さ2.0メートル以上		

	3.0メートル未満		
	高さ3.0メートル以上		
	撤去（0.4メートル以上のものに限る。）		
			80,000円
			10,000円
建築行為を伴わない そで壁等の撤去 工事等	そで壁等の撤去又は配管若しくはメ ーター等の移設	1件	300,000円を限度に 当該工事に要する費 用の額

備考

(1) 撤去等工事の対象物件の長さに1メートル未満の端数があるとき又は長さが1メートルに満たないときの額は、0.1メートルの割合をもって計算し、0.1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 擁壁又は土留の撤去及び設置又は撤去に係る助成金の限度額は、100万円とする。

(2) 奨励金

隅切り用地に係る建築主等の行為の種別	単位	額
拡幅整備	1箇所	100,000円
寄付及び無償で使用する事の承諾		

別記第 1 号様式(第 3 条第 2 項関係)

年 月 日

豊島区長

狭あい道路拡幅整備事前協議書

土 地 の 所 在	住 所 登記地番	豊島区 豊島区	丁目 丁目	番 番	号
建 築 主 等	住 所	㊦			
	ふりがな				
	氏 名				印
	電 話				
代 理 人	住 所	㊦			
	ふりがな				
	事業所名 及び 氏 名				印
	電 話	担当者()			
関 係 権 利 者	住 所	㊦			
	ふりがな				
	氏 名				
	電 話				
工 事 施 工 者	事業所名				
	電 話				
敷 地 面 積 等	①敷地面積 m ² 、 ② 階建て				
自 主 整 備	該当 (有 ・ 無)				
建 築 工 事 予 定	着手予定： 年 月 日				
	完了予定： 年 月 日				

同 意 書

私は、協議番号第 号で豊島区狭あい道路拡幅整備事業の事前協議書に添付する現況図 2 部の内、1 部は確定現況図として受けとりますが、残りの 1 部については近隣建築等の調査の参考資料として公開(閲覧・コピー)することに同意します。

建築主又は関係権利者	氏 名	印
------------	-----	---

別記第2号様式(第3条第3項関係)

年 月 日

豊島区長

自主整備計画書

協議番号	—		年 月 日受付	
土地の所在	住所 登記地番	豊島区 豊島区	丁目 丁目	番 番 号
建築主等	住所	㊦		
	ふりがな			
	氏名			
	電話			
隅切り用地	有(箇所) ・ 無			
門扉・土留め等の撤去時期	年 月 日			
整備工事完了時期	年 月 日			
整備内容(該当するものに○を付けて下さい。)				
(1) 境石工 (4) コンクリート舗装 (2) L形溝工 (5) その他() (3) アスファルト舗装				
道路上の供給関係工事(後退用地も含む)				
(1) ガス工事 有(供給管・その他) ・ 無 (2) 上水道工事 有(給水管・その他) ・ 無 (3) 下水道工事 有(汚水枡新設・汚水枡後退・その他) ・ 無				
舗装工事に関する連絡先	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	電話			
添付書類	構造図			

注意：内容に変更が生じた場合は、速やかに区担当者に連絡してください。

別記第 3 号様式(第 4 条第 1 項関係)

年 月 日

豊島区長

下記の内容で事前協議書を提出いたしましたが、都合により取下げします。

氏 名 印

狭あい道路拡幅整備事前協議取下書

協議番号 ー (年 月 日付)

土地の所在	住 所 登 記 地 番	豊島区 豊島区	丁目 丁目	番 番	号
建 築 主 等	住 所	㊦			
	ふりがな				
	氏 名	印			
	電 話				
代 理 人	住 所	㊦			
	ふりがな				
	事業所名 及び 氏 名	担当者(印)			
	電 話				
関係権利者	住 所	㊦			
	ふりがな				
	氏 名				
	電 話				

別記第 4 号様式(第 6 条第 1 項関係)

年 月 日

豊島区長

道 路 整 備 承 諾 書

建 築 主 等	住 所	㊦
	氏 名	印
	電 話	

関係権利者	住 所	㊦
	氏 名	印
	電 話	

下記土地のうち、豊島区狭あい道路拡幅整備条例に基づく後退用地及び隅切り用地を道路として整備することを承諾します。

記

1 土地の所在	住 所	豊島区	丁目	番	号
	登記地番	豊島区	丁目	番	

別記第 5 号様式(第 6 条第 2 項関係)

年 月 日

豊島区長

自 主 整 備 完 了 届

協 議 番 号	—		年 月 日受付
土 地 の 所 在	住 所	豊島区	丁目 番 号
	登記地番	豊島区	丁目 番
建 築 主 等	住 所	㊦	
	ふりがな		
	氏 名		
	電 話		
舗装工事完了写真(年 月 日 撮影)			

注意：用紙が不足する場合は、A4 版用紙を追加して完了届の後ろにとじて下さい。

年 月 日

道路敷地無償使用承諾書

建築主等	住所	㊦
	氏名	印
	電話	

土地所有者	住 所	㊦
	氏 名	印
	電 話	

借地権者	住所	㊦
	氏名	印
	電話	

.....

1 土地の所在	住 所	豊島区	丁目	番	号
	登記地番	豊島区	丁目	番	

 m^2 (整備後の実測求積図による)

別記第8号様式(第10条第2項関係)

狭あい道路拡幅整備助成金等対象種別調査票

調査員		調査月日	
		協議番号	
建築主等			
土地の所在	豊島区	丁目	番
対象物の有無	有 ・ 無	中小企業 該当 届	有 ・ 無

1. 塀等の撤去	簡易な塀 m			
	強固な塀 m			
2. 緑化	生け垣・植栽等 m			
3. 擁壁等の撤去 及び設置	0. 4～	1. 0～	2. 0～	3. 0～
	m	m	m	m
	m	m	m	m
	撤 去 の み m			
4. そで壁等の 撤去				
5. 隅切り	寄 付	無償使用 承諾	整備承諾	左記の内容が 未確定
	箇所	箇所	箇所	箇所
	箇所	箇所	箇所	箇所

建築主等住所	
--------	--

別記第9号様式(第11条関係)

(協議番号 第 号)
年 月 日

豊島区長

建築主等 住 所

氏 名 印

電 話 ()

狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書

豊島区狭あい道路拡幅整備条例第11条第1項又は第2項に規定する助成金等の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 土地の所在

2 助成金等の種別

別記第10号様式(第12条関係)

狭あい道路拡幅整備助成金等対象物工事完了調査票

協議番号			
調査月日		申請書送付日	
建築主等			
土地の所在			

助 成 金 対 象 物 及 び 助 成 金 額

合 計	

別記第11号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

豊島区長



狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定通知書

年 月 日付け(協議番号第 号)で申請のありました豊島区狭あい
道路拡幅整備条例第11条第1項又は第2項に規定する助成金等について審査した結果、下記
のとおり交付することを決定いたしました。

記

1 建築主等
住 所
氏 名

2 土地の所在
豊島区

3 決定内容
助成金額合計 円

内訳

別記第12号様式(第15条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

豊島区長



狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定した助成金等交付については、豊島区狭あい
道路拡幅整備条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり ☐ 全 部 ☐
一 部 の取消し
を決定したので通知します。

記

助 成 金 等 の 決 定 種 別		単 位	金 額 (円)
内	塀 等 の 撤 去	m	
	緑 化	m	
	擁壁・土留の撤去及び設置	m	
	そ で 壁 等 の 撤 去	件	
訳	奨 励 金 隅 切 り 用 地 (寄付・無償使用・整備承諾)	箇所	
土 地 の 所 在			
助成金等の取消し理由			

(受付番号 第 号)

別記第1号様式（第3条第2項関係）

別記第2号様式（第3条第3項関係）

（令7規則54・一部改正）

別記第3号様式（第4条第1項関係）

別記第4号様式（第6条第1項関係）

別記第5号様式（第6条第2項関係）

（令7規則54・一部改正）

別記第6号様式 削除

（令3規則25）

別記第7号様式（第8条第2項関係）

別記第8号様式（第10条第2項関係）

（平25規則40・全改）

別記第9号様式（第11条関係）

（平25規則40・旧別記第10号様式繰上・一部改正）

別記第10号様式（第12条関係）

（平25規則40・追加）

別記第11号様式（第12条関係）

別記第12号様式（第15条第2項関係）

（平25規則40・旧別記第13号様式繰上）